

一般廃棄物収集運搬業許可証



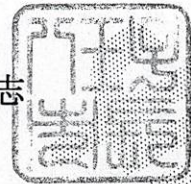
東京都立川市若葉町三丁目71番地の1

毎床アドバンス株式会社
代表取締役 毎床 雄一〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和2年3月24日

八王子市長 石森 孝志



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず

(以上4種類)

2 収集・運搬の区別

収集・運搬（積替え保管を除く）

3 運搬先

事業系一般廃棄物
戸吹清掃工場

4 作業場所

八王子市内

5 許可の有効期間

令和 2年 4月 1日から
令和 4年 3月31日まで

(裏面あり)

(裏面)

許可第131号

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。

(以下余白)

変 更 事 項

変更年月日及び番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。